

公定価格における 令和7年人事院勧告の対応について

令和7年10月20日
成育局保育政策課

令和7年度人事院勧告への対応

- 本年8月7日に令和7年人事院勧告において、以下の内容が示された。
- ・ **月例給**は、採用市場での競争力向上のため、初任給を引き上げるとともに、**若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引き上げ改定**。また、**特別給（ボーナス）**は、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っていたことから、民間の特別給の支給状況を踏まえ、**期末手当及び勤勉手当に0.05月分を均等に配分し引き上げ**。 等

本年の給与勧告のポイント①

月例給 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円 (3.62%)を解消するため次のとおり改定

*いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

● 俸給

- ▶ 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)

【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)

- ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引き上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%

● 本省業務調整手当

- ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給

- ▶ 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

- ▶ 特勤勤務手当及び特勤勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等

※ 改定の内訳：俸給 10,975円 本省業務調整手当 2,568円 特勤勤務手当等 72円 はね返り分(*) 1,399円 *俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月

- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月

(一般の職員の場合の支給月数)

- ▶ 民間の支給状況に見合うよう引上げ
年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)

- ▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に
0.025月分ずつ均等に配分

	6月期		12月期
	令和7年度	8年度	
期末手当	1.25月(支給済み)	1.2625月	1.275月(現行1.25月)
勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.0625月	1.075月(現行1.05月)

出典：

<https://www.jinji.go.jp/content/000011724.pdf>

【月例給・特別給（ボーナス）】

- 従来、給与法の改正後に、国家公務員給与の改定に準じて公定価格の引き上げを行っており、具体的には今後検討していく。